



佐賀県公報

平成17年
6月27日
(月曜日)
第 12622号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

規 則

◎政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

(一〇五・総務法制課) 一

告 示

○生活保護法に基づく指定居宅介護機関の廃止

(三七一・地域福祉課) 一

○生活保護法に基づく指定居宅介護支援事業機関の廃止

(三七二・〃) 二

○生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定

(三七三・〃) 三

○生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の
指定

(三七四・〃) 五

○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の名称及び所在地の変
更

(三七五・〃) 六

○字の区域の変更

(三七六・市町村課) 六

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

(県民協働課) 七

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

(まちづくり推進課) 八

○開発行為に関する工事の完了

(総務法制課) 八

○公文書の開示等の実施状況

(〃) 九

公布された規則のあらまし

○政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の
廃止の届出があつた。

- 1 知事の資産等報告書等の閲覧簿を廃止することとした。(第一〇条及び様式関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。(第一〇五号)

○ 規 則

◎佐賀県規則第百五号

政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年六月二十七日

佐賀県知事 古川 康

政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例施行規則
(平成七年佐賀県規則第五十七号) の一部を次のように改正する。

第十条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第七項までを一項
ずつ繰り上げる。
様式第六号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

◎佐賀県告示第三百七十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において
準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定居宅介護機関から
廃止の届出があつた。

平成十七年六月二十七日

佐賀県知事
古川

康

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 アルナ薬局有限公司
所在地 鹿島市大字高津原四千三百二十
事業所の名称、所在地及びナーボスの重

(二) (一)
廃止年月日 平成十七年三月三十一日
申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 アルナ薬局大川野店

所在地
伊万里市大川町大川野三千六十番地

サービスの種類 居宅療養管理指導

◎佐賀県告示第三百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の一第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業機関から廃止の届出があつた。

平成十七年六月二十七日

佐賀県知事 古川

康

(二) (一)
名 称 ケルトボーマー大阪くらの
所在地 鳥栖市蔵上三丁目三百四
サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護
廃止年月日 平成十七年二月二十八日
申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 社会福祉法人芦刈町社会福祉協議会
所在地 小城郡芦刈町大字三王崎千五百二十
事務所の所在地、新規開設の申請

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 社会福祉法人芦刈町社会福祉協議会訪問介護事業所
所 在 地 芦刈町可成二三三番二五百二十二番地

所在地 小堀郡芦火町大字三王崎千五百一十一番地

所在地 小城郡芦刈町大字三王崎千五百二十二番地
サービスの種類 訪問介護

(一) 廃止年月日 平成十七年二月二十八日

·)

名称 社会福祉法人芦刈町社会福祉協議会

所在地 小城郡喜列町大字三正崎千五百二十二番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称
社會福祉法人声义町社会福祉協議会道所介護事業所

所在地 小城郡芦刈町大字三王崎千五百二十二番地

サービスの種類 通所介護

一) 廃止年月日 平成十六年四月十日

(一) 廃止年月日 平成十七年四月十日

事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 社会福祉法人芦刈町社会福祉協議会居宅介護支援事業所

三

(一) 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年六月二十七日

佐賀県知事 古川康

名 称 有限会社ヒール

所在地 佐賀郡諸富町諸富津二千三百九十一番地二

事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 ケアサポート九州

所在地 佐賀市兵庫町渕二千三百九十一番地二

サービスの種類 福祉用具貸与

指定年月日 平成十七年四月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社光樹

所在地 西松浦郡有田町中部丙四百三十三番地一

事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 グループホーム光樹の杜

所在地 西松浦郡有田町中部丙四百三十三番地一

サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護

指定年月日 平成十七年三月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 有限会社リアライズ

二

(一) 指定年月日 平成十七年四月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 佐賀県知事 古川康

所在地 佐賀郡諸富町諸富津二千三百九十一番地二

事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 ケアサポート九州

所在地 佐賀市兵庫町渕二千三百九十一番地二

サービスの種類 福祉用具貸与

指定年月日 平成十七年四月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社光樹

所在地 西松浦郡有田町中部丙四百三十三番地一

事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 グループホーム光樹の杜

所在地 西松浦郡有田町中部丙四百三十三番地一

サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護

指定年月日 平成十七年三月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

一

(一) 指定年月日 平成十七年四月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 佐賀県知事 古川康

所在地 佐賀郡諸富町諸富津二千三百九十一番地二

事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 ケアサポート九州

所在地 佐賀市兵庫町渕二千三百九十一番地二

サービスの種類 福祉用具貸与

指定年月日 平成十七年四月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 有限会社ヒール

所在地 佐賀郡諸富町諸富津二千三百九十一番地二

事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 ケアサポート九州

所在地 佐賀市兵庫町渕二千三百九十一番地二

サービスの種類 福祉用具貸与

指定年月日 平成十七年四月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

平成十七年六月二十七日

●佐賀県告示第三百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

所在地 小城郡芦刈町大字三王崎千五百二十二番地

(一) 所在地 唐津市相賀二千三百二十五番地
事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 グループホーム花園

所在地 唐津市相賀字高尾五千百三十四番地二
サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護

(一) 指定年月日 平成十七年三月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ケアサポートまんねん
所在地 唐津市久里二千四十二番地二

(一) 指定年月日 平成十七年三月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 宅老所久里の木
所在地 唐津市久里二千四十二番地二

(一) 指定年月日 平成十七年三月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人小城市社会福祉協議会
所在地 小城市三日月町長神田二千三百十二番地六

(一) 指定年月日 平成十七年三月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 小城市社会福祉協議会訪問介護事業所
所在地 小城市芦刈町三王崎千五百二十二番地六

(一) 指定年月日 平成十七年三月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人小城市社会福祉協議会
所在地 小城市三日月町長神田二千三百十二番地六

(一) 指定年月日 平成十七年三月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 小城市社会福祉協議会通所介護事業所
所在地 小城市三日月町長神田二千三百十二番地六

<p>十 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日</p> <p>九 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日</p> <p>八 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日</p> <p>七 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日</p>	<p>十 (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>九 (一) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>八 (一) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>七 (一) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p>	<p>十 (一) 名称 有限会社アメニティライフ山口企画</p> <p>九 (一) 所在地 福岡県粕屋郡志免町桜丘三丁目三十五番七号</p> <p>八 (一) 所在地 烏栖市藏上三丁目三百四</p> <p>七 (一) 所在地 烏栖市藏上三丁目三百四</p>	<p>十 (一) サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護</p> <p>九 (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>八 (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>七 (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p>
<p>十 (一) 名称 株式会社コムスン</p> <p>九 (一) 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号</p> <p>八 (一) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>七 (一) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p>	<p>十 (一) 名称 株式会社コムスン</p> <p>九 (一) 所在地 唐津市鎮西町名護屋四千六百四十一番地一</p> <p>八 (一) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>七 (一) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p>	<p>十 (一) 名称 株式会社コムスン</p> <p>九 (一) 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号</p> <p>八 (一) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>七 (一) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p>	<p>十 (一) 名称 株式会社コムスン</p> <p>九 (一) 所在地 多久市北多久町大字小侍千二百五十一番地二</p> <p>八 (一) サービスの種類 訪問介護</p> <p>七 (一) サービスの種類 訪問介護</p>

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 株式会社コムスン
所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 株式会社コムスン武雄杵島ケアセンター
所在地 武雄市武雄町武雄八千十四番地一

サービスの種類 訪問介護
十一 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 株式会社コムスン
所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 株式会社コムスン佐賀広域訪問入浴センター
所在地 杵島郡北方町志久二番地一

サービスの種類 訪問入浴介護
十二 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 有限会社ライフサービス二十一
所在地 福岡市博多区上牟田一丁目五番七号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 ケアサポート草の根
所在地 鳥栖市宿町九百六十五番地一

サービスの種類 訪問介護
十三 (一) 指定年月日 平成十七年三月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家
所在地 佐賀市鍋島三丁目三番二十号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ふくしの家ケアサポートそら	(一) 指定年月日 平成十七年四月十一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 佐賀市東佐賀町十六番二号 サービスの種類 訪問介護
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 株式会社アルナ薬局	(一) 指定年月日 平成十七年四月十一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 藤津郡太良町大字多良千五百六十番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 アルナ薬局鹿島店	(一) 指定年月日 平成十七年四月十一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 鹿島市大字高津原四千三百二十九番地三 サービスの種類 居宅療養管理指導
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 株式会社アルナ薬局	(一) 指定年月日 平成十七年四月十一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 藤津郡太良町大字多良千五百六十番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 アルナ薬局浜町店	(一) 指定年月日 平成十七年四月十一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 鹿島市浜町千二百八十四番地二 サービスの種類 居宅療養管理指導
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ホームヘルパーサービスみづき	(一) 指定年月日 平成十七年三月一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 佐賀市金立町大字金立千八百五十五番地二 サービスの種類 訪問介護
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 有限会社ヒューム	(一) 指定年月日 平成十七年三月一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 佐賀市金立町大字金立千八百四十四番地三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 グループホーム明日葉	(一) 指定年月日 平成十七年三月一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 佐賀市金立町大字金立千八百四十四番地三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 アルナ薬局江北店	(一) 指定年月日 平成十七年三月一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 佐賀市金立町大字金立千八百四十四番地三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 サービスの種類 居宅療養管理指導	(一) 指定年月日 平成十七年三月一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 伊万里市大川町大川野三千六十番地一 サービスの種類 居宅療養管理指導
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 アルナ薬局大川野店	(一) 指定年月日 平成十七年三月一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 所在地 藤津郡太良町大字多良千五百六十番地一 サービスの種類 居宅療養管理指導

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年六月二十七日

佐賀県知事 古川康

一 (一) 指定年月日	平成十七年四月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	名称 有限会社コミニティネット 所在地 唐津市二タ子二丁目七番五十五号
(三) 事業所の名称及び所在地	名称 居宅介護支援事業所げんき 所在地 唐津市神田二千百十番地
二 (一) 指定年月日	平成十七年三月一日

二 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	名称 社会福祉法人小城市社会福祉協議会 所在地 小城市三日月町長神田二千三百十二番地六
(三) 事業所の名称及び所在地	名称 小城市社会福祉協議会居宅介護支援事業所 所在地 小城市芦刈町三王崎千五百二十二番地

二 居宅介護支援事業		新 介護事業所	新 医療法人謙仁会指定訪問介護事業所		新 所 在 地	変更年月日
名 称	所 在 地		旧 ケアポート樂寿園訪問介護事業所	新 伊万里市二里町八谷搦字二本		
唐津市社会福祉協議会訪問介護北波多事業所	唐津市北波多徳須恵一四 二四番地一	旧 唐津市社会福祉協議会訪問介護北波多事業所	新 伊万里市二里町八谷搦字二本	地五	新 唐津市千代田町二一〇九 番地六七	平成一七・五・一
唐津市北波多徳須恵一〇 九七番地七	唐津市北波多徳須恵一〇 九七番地七	旧 唐津市北波多徳須恵一〇 九七番地七	新 唐津市北波多徳須恵一〇 九七番地七	松二二二四番地	旧 唐津市和多田大土井六番 五六号	平成一七・五・一

名 称	所 在 地	変更年月日
指定居宅介護支援事業所あおば	唐津市和多田大土井六番 五六号	平成一七・五・一

◎佐賀県告示第三百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十七年六月二十七日

佐賀県知事 古川

康

◎佐賀県告示第三百七十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、大和町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があつた。

右の処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十七年六月二十七日

一 居宅介護事業

区域を変更する字の名称	同上に編入する区域
大字久池井字花久保	二一及び六七二並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
大字久池井字四本柳六五〇、六六九から六七一まで、六七三五、六三六から六四一まで、六四二から六四二まで、六四三、六四三、六四三、六四三、六四三、六四五、六四五、六四六、六四七から六四七まで、六四八から六四八まで、六四九から六四九まで、六五一、六五一、六五二、六五三、六五四、六五四、六五五、六五六、六五八から六六四まで、六六六から六六八まで、六七三から六七六まで、六八〇、六八二、六八三、六八四、六八六、六八七、六八七、六八八、六八八、六八九、六八九、六九〇、六九〇、六九一から六九一まで、六九二から六九二まで、六九一五から六九二まで、六九三から六九三まで、六九四、六九六、六九七、六九八、七〇〇、七一九、七二〇、七二〇、七二〇、七二一、七二一、七二二、七二二、七二三、七二三、七二三、七二三、七二三、七二三、七二三、七二四、七二四、七二五、七二七、七二七、七二八、七二八、七三一、七三三から七三五まで、七三七から七三九まで、七三九、七四〇、七四一、七四二、七四二、七四二、七四三、七四五、七四六、七四七、七四七、七四八、七四九、七四九、七五一、七五一、七五二、七五三、七五五、七五六、七五八、七五八、七五九から七六六まで、七六七、七九五、七九七、七九八、八〇〇、八〇一、八〇三から八〇七まで、八一一、八一三及び八一五から八一七まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域	
大字金立字八本杉二六一七三から二六一七六まで及び二六一七八並びにこれらに伴う水路の区域	大字金立字八本杉二四二四七から二四二四九まで、二四二四九、二四二四三七、二四二四三九から二四二四三まで、二六一五九、二六一五三四から二六一五三六まで及び二六一六二並びにこれらに伴う水路の区域

り、白石町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があつた。

右の処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十七年六月二十七日

○
公
告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年8月15日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年6月27日

佐賀県知事 古川康

- 1 申請のあつた年月日
平成17年6月13日
2 申請に係る特定非営利活動法人

卷之三

卷之三

1) 名称 特定非営利活動法人ときくさん

3) 主たる事務所の所在地

◎佐賀県告示第三百七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によ

佐賀県鳥栖市田代昌町7番地		(4) 定款に記載された目的 この法人は、お互い様を合い言葉に、助け合いを第一の基礎と考え、多様な福祉サービスを通じて、近隣地域の高齢者、障害者に対して、住み慣れた環境の中で、安心して生きがいのある自からしい生活を送れるよう、援助すると共に、子どもの情操教育や、家族、親等の要望に沿った生活援助に関する事業を行い、地域住民の健康維持と福祉の増進に寄与することを目的とする。	
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。		 都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公表します。 平成17年6月27日	
関係書類は、平成17年8月15日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において総覽に供する。		 佐賀郡大和町大字尼寺字築山1385番14及び1385番16から1385番24まで開発区域に含まれる地域の名称	
平成17年6月27日		佐賀郡大和町大字尼寺字築山1385番14及び1385番16から1385番24まで開発区域に含まれる地域の名称	
1 申請のあった年月日 平成17年6月13日		佐賀県知事 古川 康	
2 申請に係る特定非営利活動法人 (1) 名称 特定非営利活動法人福祉・杏林会 (2) 代表者の氏名 石瀧 武志 (3) 主たる事務所の所在地 佐賀県佐賀市城内一丁目13番13号		佐賀県知事 古川 康 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）第23条の規定により、平成16年度における公文書の開示等の実施状況を次のとおり公表します。 平成17年6月27日	
1 公文書の開示の請求の件数 請求件数 1,630件		佐賀県知事 古川 康 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）第23条の規定により、平成16年度における公文書の開示等の実施状況を次のとおり公表します。 平成17年6月27日	
2 開示、部分開示、非開示等の件数 (単位：件)		佐賀県知事 古川 康 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）第23条の規定により、平成16年度における公文書の開示等の実施状況を次のとおり公表します。 平成17年6月27日	
(4) 定款に記載された目的 この法人は、「21世紀は、生命の世紀」という生命の尊厳の理念に基づいて、地域社会で自立した生活を送ることが困難な人々に対して、受け手と扱い手が対等な関係を保てる福祉サービスに関する事業を行うことを通じて、健康で安心して暮らして行ける地域社会の建設に努力することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。		開示 851 部分開示 422 非開示 279 不存 在 64	

開示請求拒否	0
取 下 げ	5
却 下	9
合 計	1,630

3 不服申立ての件数及び処理件数

(単位：件)

不服申立て件数	処理件数				
16年度	前年度 総 計	認容	棄却	却下	取下げ
中	計	全 部	一 部		計
2	42	44	8	27	7 0 1 43

4 情報公開センターにおける情報提供状況

閲覧者	件数
10,830人	

5 公文書の開示の請求等の実施機関別内訳

(単位：件)

佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）第42条の規定により、
平成16年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成17年6月27日

佐賀県知事 古川 康

1 開示請求の件数

(単位：件)

書面による開示請求	口頭による開示請求
2	3,235

2 開示、部分開示、非開示等の件数

(単位：件)

実施機関	件数
統括本部	44
くらし環境本部	116
保健福祉本部	29
農林水産商工本部（生産振興部を含む。）	53
県土づくり本部（交通政策部を含む。）	443
経営支援本部	32
出納局	1
東部工業用水道局	0
計	718

非開示	0	0	監査委員	0	0
開示請求拒否	0	0	労働委員会	0	0
不存続	0	0	収用委員会	0	0
取下げ	0	0	海区漁業調整委員会	0	0
却下	0	0	内水面漁場管理委員会	0	0
合計	2	3,235	合計	2	3,235

- 3 開示決定等に対する不服申立ての件数 なし
 4 訂正請求の件数 なし
 5 訂正、部分訂正、非訂正、取り下げ及び却下の件数 なし
 6 訂正決定等に対する不服申立ての件数 なし
 7 是正申出の件数及びその処理の件数 なし
 8 開示請求の実施機関別内訳

(単位：件)

実施機関	書面による開示請求	口頭による開示請求
統括本部	0	0
くらし環境本部	0	0
知健康福祉本部	0	93
農林水産商工本部	1	6
県土づくり本部	0	0
経営支援本部	0	4
事出納局	0	0
東部工業用水道局	0	0
議会	0	0
教育委員会	1	2,746
選挙管理委員会	0	0
人事委員会	0	386